

【生活援助訪問事業】指定更新に必要な書類について

- ・提出書類のほかにコピー等により事業所控えを作成してください。
- ・様式が変更となっている場合がありますのでご確認ください。

1. 必要書類（○印は添付必須、△印は場合により添付）

番号	必要書類	様式等	
1	指定更新申請書	様式第2号	○
2	指定に係る記載事項	付表C	○
3	法人登記事項証明書（原本）	—	省略可
4	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※直近の実績（初月から4週分）	参考様式②-3	○
5	従業員の資格を証する書類の写し（原本証明必要）	—	○
6	管理者の経歴書	参考様式③	省略可
7	事業所の平面図	参考様式⑤	省略可
8	運営規程	—	○
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式⑦	省略可
10	誓約書	参考様式⑩	○
11	届出内容と変更がない旨の誓約書	参考様式⑪-4	△

※「省略可」となっている書類については現在当課に届け出ている内容と変更がない場合のみ省略が可能です。  
省略する場合は11番の「届出内容と変更がない旨の誓約書」が必要です。

2. 同時に変更届を提出する場合（既に届出いただいている内容から変更がある場合）は変更届及び添付書類

■ 指定更新申請に必要な手数料

生活援助訪問事業の指定更新に必要な手数料はありません。

■ 申請書類の提出方法

健康づくり・介護予防課宛てに郵送（もしくは持参）でご提出ください。

■ 提出期限

令和5年2月28日（火）まで

■ 提出先・問い合わせ先

〒573-1197

枚方市禁野本町2丁目13番13号

枚方市 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 介護予防グループ

TEL：072-841-1458

FAX：072-840-4496

E-mail：kenkokaigo@city.hirakata.osaka.jp

■ 注意事項

- ・既に届出されている情報と相違ないか必ず確認してください。
- ・提出書類に不足・不備がある場合は指定の更新ができませんので、必ず確認のうえ提出してください。